

私道に係る公共下水道設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は下水道法（昭和33年法律第79条）第2条第8号に規定する処理区域内の私道に公共下水道を設置することにより排水設備及び水洗化の普及を促進することを目的とする。

(対象とする私道の基準)

第2条 この要綱による私道は次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 私道に面している家屋等（公道に面する家屋を除く）が2戸以上あること。ただし、同一所有者の家屋等は1戸とみなす。
- (2) 私道の幅員が1m以上であること。
- (3) 私道が道路の形態を有しその区域又は土地境界が明確であること。
- (4) 私道の所有権を複数人が有し、かつ、不特定多数の交通の用に供し、その利用について何等の制限が設けられていないこと。

(設置の要件)

第3条 前条の私道に公共下水道を設置する場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 私道に公共下水道を設置することについて、全ての所有者から承諾書が提出されていること。ただし、当該私道の土地の所有権の持分割合の過半数の承諾書が提出され、かつ、全ての私道の所有者から承諾が得られない理由を記載した理由書が提出された場合において、上下水道事業管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。
- (2) 公共下水道設置後は、私道に面する家屋等は遅滞なく公共下水道に接続すること。
- (3) 公共柵設置については、宮崎市公共汚水柵設置要綱（平成26年4月1日施行）によるものとする。
- (4) 借家人等の私道の所有権はないが、私道に面する家屋に居住する者においては、公共下水道設置について理解が得られるよう努めること。
- (5) 私道に係る公共下水道設置に関して、問題が発生した場合は、当事者間で誠意をもって解決すること。

(設置の申請)

第4条 私道に公共下水道の設置を希望する者は代表者を定め、次の各号に掲げる書類等を上下水道事業管理者に提出しなければならない。

- (1) 公共下水道設置申請書（様式第1号）
- (2) 公共下水道設置承諾書（様式第2号）
- (3) 私道の土地所有区分図（様式第3号）
- (4) 理由書（全ての私道の所有者から承諾書が提出されない場合）
- (5) 私道の位置図

- (6) 私道及び私道に面する土地の字図、全部事項証明書又は要約書
 - (7) 私道の写真（区域又は境界が確認できるもの）
 - (8) その他、上下水道事業管理者が必要と認めるもの
- （結果の通知）

第5条 上下水道事業管理者は前条の申請があったときは、調査を行い、その結果を代表者に通知するものとする。（様式第4号）

附則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日改正、施行する。

この要綱は、平成31年1月4日改正、施行する。

この要綱は、令和2年10月1日改正、施行する。